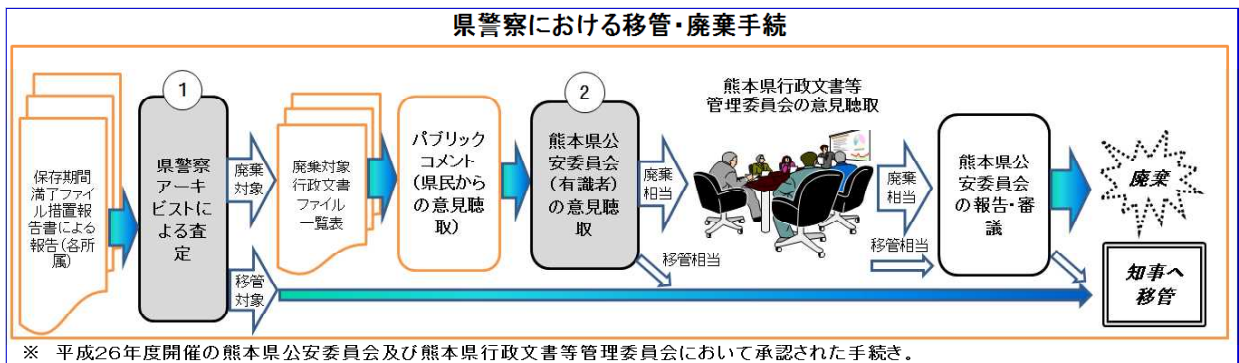


行政文書の廃棄に関する意見聴取について（警察本部）

1 県警察における行政文書の移管・廃棄手続について

警察本部長が保有する行政文書の移管・廃棄に当たっては、手続の公正性及び透明性を確保するため、パブリック・コメント、有識者の意見聴取等を経て実施している（下図参照）。

なお、平成27年1月の条例施行後、本手続による行政文書の移管・廃棄は、第7回目の実施となる。



① 県警察アーキビストによる査定

国立公文書館主催のアーカイブス研修を受講し、歴史資料として重要な文書の保存・利用等に関する事項、公文書管理に関する事項等の専門的知識を習得した県警察アーキビスト（広報県民課文書管理係補佐以下4名）において、保存期間満了ファイル措置報告書の審査、文書の現物確認等を行い、移管・廃棄の是非等の査定を行うものである。

② 公安委員会（有識者）の意見聴取

公安委員会は、警察を管理する組織として、警察行政の運営を監督する役割を担っており、警察行政に精通し、県民の視点から行政文書の重要性の判断に必要な識見を有する組織であることから、行政文書の移管・廃棄に当たり、公安委員会から意見聴取を行うものである。

2 移管・廃棄手続対象行政文書ファイルについて

(1) 意見聴取対象行政文書ファイル

ア 平成26年（年度）以前（条例施行前）に作成又は取得され、令和4年5月31日までに保存期間が満了した行政文書 1, 186冊

イ 平成27年（年度）以降（条例施行後）に作成又は取得され、令和4年5月

31日までに保存期間が満了した行政文書 34,988冊

ウ 総数 36,174冊

(2) 参考

移管又は保留とした行政文書ファイル数 301冊(移管37冊、保留264冊)

3 具体的な手続について

(1) 県警察アーキビストによる査定等

ア 査定期間

令和4年12月から令和5年7月まで(約8か月間)

イ 査定内容

保存期間満了ファイル措置報告書の審査及び重要と思われる文書の現物確認を行い、移管・廃棄の是非、保存期間の確認等の査定を実施。

ウ 業務主管課による審査

県警察アーキビストの査定後、業務主管課において、自ら所管する対象ファイルの保存期間等の書面審査を実施。

(2) パブリック・コメント(県民からの意見聴取)

ア 意見聴取期間

令和5年8月1日(火)から同年8月30日(水)まで

イ 聴取方法

熊本県警察ホームページに掲載

(3) 公安委員会(有識者)の意見聴取

ア 意見聴取日

令和5年9月14日(木)

イ 意見聴取方法

令和5年8月10日(木)の公安委員会において、県警ホームページ掲載中の廃棄対象ファイル一覧の閲覧を依頼済み。